

令和3年度

予 算 編 成 方 針

与論町

令和2年12月

I. 国・県の動向

国の「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（令和2年7月17日閣議決定）においては、新型コロナウイルス感染症の拡大等先行きが不透明であり、確実な見通しを持つことは困難であるものの、今回の感染症拡大で顕在化した課題を克服した後の新しい未来における経済社会の姿の基本的方向性として、「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会の実現を目指すとしている。また、当面は休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先に経済財政運営を行い、「新たな日常」の実現に向けた動きを加速するとしている。

県においては、引き続き、県民の命と暮らしを守ることを最優先とした感染防止対策を実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を克服する強力な産業支援を講じる必要があるとしている。一方で高齢化の進行により扶助費が増加傾向にあることや公債費が依然として高水準であることを踏まえると、厳しい財政運営が続くものと考えている。

II. 本町の動向

昨年度からし尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業（総事業費9.2億円）が本格化しており、今後旧清掃センターの解体事業や老朽化した学校給食センターの改修事業等の大型ハード事業が見込まれている。本町においては、1995年の人口が6,210人となっていたが、2015年には5,186人となり、20年で1,024人（16.5%）の人口減少となった。その一方で、公共施設は増加しており、これら施設を維持・更新していくことは困難な状況にある。「与論町公共施設等総合管理計画（計画期間：平成27年度～令和6年度）」に示した基本方針に沿って、将来の財政負担を軽減・平準化していくために、各施設の利用状況の検証や調整等を図り、施設の統合・複合化を進めていく。

令和2年7月、11月に町内において発生した新型コロナウイルス感染症のクラスターにより、感染された多くの方々が自宅や島内外の宿泊施設、病院にて隔離生活を余儀なくされることとなり、町民生活に大きな影響を及ぼした。また、観光業や飲食業を中心とした地域経済にとっても大きな打撃となった。こうした大規模なクラスターを今後発生させないためにも、引き続き感染防止対策を町民と共に徹底していく。

9月に公表された令和3年度の総務省の概算要求では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で国の税収の減少を見込んでおり、地方譲与税を含む地方税収も大幅な減少を見込んでいる。本町においても新型コロナウイルス感染拡大の影響による税収の減少を見込んでおり、例年に増して厳しい財政運営となることが考えられる。例年実施してきた事業を形骸化することなく、徹底した事業の見直しを行い、限られた財源の中で新型コロナウイルス感染症に対する感染拡大防止対策や持続可能な行財政運営に取り組み、町民が安心して暮らせる町づくりを推進していくため、職員各位の真摯な議論の下、予

算要求を行っていただきたい。

IV. 予算編成方針

1. 予算要求の基本的理念

令和3年度は、引き続きし尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業が実施される。今後も老朽化した施設の更新等の大型事業が見込まれる中、令和3年度の予算編成については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う税収の減少等が見込まれるため、これまで以上に事業経費や事業計画の再点検をゼロベースから行うこと。物件費や補助費については経費全般のこれまで以上の節減、合理化、受益者負担の適正化、自主財源確保等、考え得るあらゆる方策を講じて適切な要求を行うこと。

2. 予算要求の考え方

(1) 義務的経費

各課（局）は下記の区分毎に年間所要額を見積要求すること。

- ① 人件費
- ② 国・県の制度に基づく扶助費
- ③ 公債費（公債費率の増嵩を抑制するため、起債の活用については、将来の財産となる施策について活用することとし、安易な特定財源として考えることの無いよう、事業内容の検討を徹底すること。）

(2) 普通建設事業費

① 国・県補助事業

国・県の予算編成の動向に十分留意し、緊急性・必要性・重要性を精査して要求すること。

② 町単独事業

町単独事業についても、緊急性・必要性・重要性を十分に精査して要求すること。（議会で請願採択された事業に対しても同様。）

(3) 公共事業

各種事業は必ず優先順位や規模の見直しをおこない、第5次総合振興計画を原則基本としたものであるかを確認すること。

(4) 新規事業の取扱い

新規事業立ち上げの際は、既存事業の見直しを図ること。

(5) 事務事業

既存事務事業の全般については事業の重点化を図るとともに、緊急性・効率性等を十分に精査し、従前にも増して徹底した合理化と経費の削減等に努めること。

(6) その他

- ① 重複・関連する既存事業（経常経費を含む）について十分整理したうえ必要なものについては既存事業の廃止、統合等を行うこと。また、行政の責任分野、経費負担のあり方及び負担割合、行政効果等の観点から従来にも増して厳しく検討を行うこと。
- ② 国・県の補助金等が廃止又は縮減されたものについては、原則として事業そのものを廃止又は縮減することとし、町単独事業として振り替えは行わないこと。
- ③ 国・県の補助事業が統合及びメニュー化された事業については目的・効果・緊急性・補助率等を十分に検討し要求すること。
- ④ 補助金及び負担金については、義務的な性質のものを除き、「補助した年数」「相手方の収支・運営状況」「補助効果」等を踏まえ、縮減を前提に相手方と十分に協議すること。また、監査から「補助団体に繰越しのあるものについては、繰越し分は次年度補助額からカットすること」との指摘があることから補助団体の決算書を精査したうえ要求すること。
- ⑤ 令和元年度の決算時において予算要求額に対しての不要額が発生している科目については十分に見直しを行うとともに、当初見積り誤りによる流用や補正を行うことのないよう必ず検討してから要求すること。
- ⑥ 令和元年度の決算審査等で指摘のあった事項については特に留意し、令和3年度当初予算に反映させること。

3. 歳入に関する事項

歳入については、財源確保の立場から過大・過少見積もりを避け、過去の実績及び年度見込額を十分考慮し適正な額を計上すること。

(1) 町税

課税の均衡、負担の公平を期するとともに、積極的に収入の確保を図り、的確な状況判断を行いながら課税客体を確実に把握し計上すること。

(2) 分担金及び負担金

適正な見積りを行うとともに、積極的に収入の確保を図ること。

(3) 使用料及び手数料・諸収入等の税外収入

施設管理費の増高、受益者負担の公平性等を勘案し、条例の見直し等も含め、現状にあった改正等を考慮し計上すること。

(4) 国庫・県支出金

国・県補助事業等については真に必要なものに限って受け入れることとし、国・県の補助金が零細で効果が乏しいもの、全額国・県支出であっても後年度以降に行財政上の負担増につながるものなどについては慎重に検討を行い計上すること。

(5) 地方債

対象事業を厳選するとともに、事業の緊急性・効果等について十分に検討し、交付税措置のある有利な地方債の活用に努めるとともに詳細については事前に総務企画課と協議して計上すること。また、し尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業等の大型事業に多額の起債を要するため、他の事業に係る起債で調整を図る可能性があることに留意。例年通りの起債額を前提としないこと。

4. 歳出に関する事項

歳出については、施設等の大型事業を行うにあたり、多額の財源が必要となることから、各事業費についての細かな見直し等を十分に行うこと。また、事業効果等をこれまで以上に考慮し適正な額を計上すること。

また、例年予算の執行残が多く発生し、監査からも「例年改善されていない」との指摘があることから、これまで以上に厳しく積算し、予算案へ計上すること。

(1) 人件費

報酬は条例の規定額とし、4時間未満出勤の場合は半額で算出する。また、会議回数など、見直しのできるものは見直しを行うこと。

職員給与等は年間所要見込額を計上し、個人ごとの明細を添付する。(人件費は流用の制限があるため特に注意すること。)

(2) 旅費

費用弁償については会議回数等の見直しを行うこと。町内会合への支出は廃止されているため計上しないこと。

普通旅費は必要最小限の日程、人員にとどめ、複数の職員で同一の出張に行く場合、原則3名までとする。毎年行われている行事や会議等への出席の必要性については十分に内容の審査・検討を行うこと。県外出張を計上する場合は総務企画課と協議し、必要性について十分に協議すること。

予算要求書の積算基礎には目的・出張地別に詳細に明記すること。

(原則として積算基礎に明記されていないものについては認めないものとする。)

(例)【4月】令和2年度地方債同意等基準説明会(鹿児島2泊3日)等

(3) 需用費

細節単位で徹底した経費の削減を図ること。

印刷製本費は積算基礎を明記すること。

書籍の購入は十分検討し、必要最小限とすること。

(4) 役務費

郵便物は余裕をもって普通便で発送すること。

広告料は抑制の方向で検討し、必要なものについては総務企画課と協議すること。

(5) 備品購入費

新規備品購入は最小限とし、どうしても必要なものについては十分検討し理由等を明記すること。また、要求書作成時に、優先順位がわかるように明記しておくこと。

原則として予算書に明示した備品以外を購入しないこと。(執行残を除く)

(例)【1】パソコン1台(公会計システム用)等

(6) 委託料

委託の必要性、採算性を再度見直し計上すること。

(7) 使用料及び賃借料

単価等を十分検討し、必要最小限の見積りを行うこと。

(8) 補助金等

① 厳しい財政状況のなか、各種団体等に対する補助金については、各交付団体の運営・活動実績等を評価し、ゼロベースから積み上げを行い、主管課にて事前査定を行った後に計上すること。

② 補助目的等が所期の目的を達成したと判断した場合は、削減及び廃止することもあるため、関係団体には事前にその旨を通知し、理解を得ておくこと。

③ 各団体については、受益者負担(会費等)を徹底し、収入の確保を図るとともに事務事業の見直し、経費の削減など運営の合理化を行い、安易に町財政に依存することの無いようにすること。

④ 複数の市町村等で構成する団体の負担金等についても、見直しを要請すること。

⑤ 補助団体が自立した運営が出来るよう配慮しつつ、行政の責任領域・経費負担のあり方・行政効果等の面から見直しを行うこと。

⑥ 町単独補助金については、原則前年度実績の90%以内で計上すること。

(町単独補助金を交付している各種団体とは事前に十分協議を行うこと。)

⑦ 予算書に明示されていない新規町単独補助金を支払うための流用は禁止とする。(新規町単独補助金の支払いをおこなう場合は総務企画課と協議すること。)

⑧ 町単独補助金等の補助金については、措置されている予算額を上限とし、予算額を超えた補助金申請を先に受理しないこと。(後付けの予算要求は認めない。)

⑨ 町単独補助金については、上記項目に掲げる内容が徹底されているか、必要に応じて町長ヒアリングを行う。

(9) 扶助費

現行制度の基準に基づいて計上し、国・県の制度改正に留意すること。

(10) 工事請負費

補助事業については補助基準に基づいて計上し、町単独経費の継ぎ足し計上を行わないこと。単独事業については原則として抑制の方向で検討し、議会で請願採択されたものについても実施時期の延長・廃止・休止等の見直しを検討すること。

維持補修については補修箇所や経費・事業量を明確にして計上すること。

事業については原則単年度事業とし、安易に繰越事業をつくらないこと。町内建設業者の人手不足もあり、工期が遅れるハード事業が多くなっているため、適正な事業量を見込んで予算要求をすること。事業量によっては、町長ヒアリングを実施予定。

地方債を充当している事業についても事業量を再度精査し、繰越の無いよう努めること。また、地方債を財源としている工事について、需用費等の起債対象外経費から安易に流用し、工事請負費の増額をおこなわないこと。(流用をおこなう場合は総務企画課と協議すること)

(11) その他の経費

前年度の決算額が適正だったか、状況に変化がなかったかなど、必ず見直しを行い機械的に前年度と同額計上することの無いようにすること。

(12) 投資的経費

投資的経費の含まれる科目（主にハード事業）については、各事業計画や財政側との協議に基づいたものかを再度確認すること。

(13) 債務負担行為

債務負担行為の新規設定は「令和3年度債務負担行為説明書」Excel ファイル (Uドライブ→「令和3年度債務負担行為（新規分）」フォルダ内) を入力すること。

令和2年度までに設定してある債務負担行為については「令和3年度継続債務負担」Excel ファイル (Uドライブ→「令和3年度債務負担行為（R2からの継続分）」フォルダ内) を入力して提出すること。

(14) 事業計画書

単年度1千万以上、又は総事業費1億以上の事業について令和3年度事業計画書 Excel ファイル (Uドライブ→「事業計画書（令和3年度当初予算時）」フォルダ内) を作成すること。